

令和6年度 庁議 議事要旨

会議名称	第2回 調整会議
日 時	令和6年6月27（木）午前・ 午後 4時30分～5時10分
場 所	2階会議室
出 席 者	菅原副町長、宮崎副町長、教育長ほか課長職、総合政策課主幹、総務課主幹

内 容	【審議事項1】 旧給食センター跡地にかかる倶知安町公有地利活用個別方針について (総合政策課) (1) 概要 ・公有地利活用方針に基づき、ニセコモデル事業の乗務員宿舍整備の敷地として旧学校給食センター跡地を利活用するための個別方針について審査する。 (2) 結果 ・旧学校給食センター跡地の利活用にかかる個別方針について了承し、意見を添えて政策会議に諮ることとする。 (3) 主な意見・質疑・確認事項等 ・「ニセコモデル」の必要性は十分理解できるところではあるが、これまで町有地の無償貸与は、福祉関係などに限った事業で行ってきたと認識している。今回の事業内容において無償貸与が適切かどうか。 →ニセコモデルは議会からも理解を得ている。従業員の住む所がなくて、本事業が実施されない事は住民にとっても不利益となる。手を上げてくれる事業者側のメリットもないと進まない事業であることから無償貸与としたい。 ・意図は分かるが、他の市町村でも企業誘致をする場合など固定資産税を10年間減免するなどの条件提示もある。無償の貸付期間についても27年間ではなく、事業開始から10年間とかでも良いのではないか。 →事業をスムーズに実施するためにも貸付期間を全て無償にしたいと考えている。 ・1年間まるまる業者が自由に使用できないという条件は、業者にとっても厳しい条件であるので、ある程度のメリットを提示しないと中々整備は進まないのではないか。 ・倶知安町公有地利活用基本指針の中に明確に無償貸与について記載すべきではないか。 ・添付資料にある位置図の「11-50」の地番については、隣接している団
-----	---

	地の雪捨て場になっている可能性もあるので、貸与地として外せないか。 ・貸し付けする場合の貸付方法に関する事項の中で、「本事業の趣旨を目的として使用する期間の家賃は 70,000 円を上限とし」の意味を再度確認したい。 → 1 2 月から 3 月までの 4 か月間は町が設定した 70,000 円を家賃の上限とする。それ以外の期間については、業者が自由に家賃金額を設定できるという意味である。 ・この土地活用の議論の中で、これまで商工会議所からは若者の定住対策として民間の活力を活用したアパート建設はどうかという話しもあったので、今回の土地活用の話しを聞いたときにどんな反応をするか。 ・政策的には無償貸与ということで良いと思うが、長い期間無償にすることで、仮に「ニセコモデル」がなくなったときに無償にし続けることが良いのか疑問に思う部分もある。ただ、こういった条件、うまみを出さないと事業を進められないということも十分理解できる。 ・空き住居があれば、各こども園からも保育士の住宅確保の声が出ているので対応をお願いしたい。 ・バス乗務員の住む場所の確保ができればお願いしたい。 ・住宅の規模感はどんな感じか。 → ワンルーム 8 畳のバストイレ付き。住宅は 2 階建て 30 戸。ウィークリーマンションのようなものを想定している。 (了)
--	---